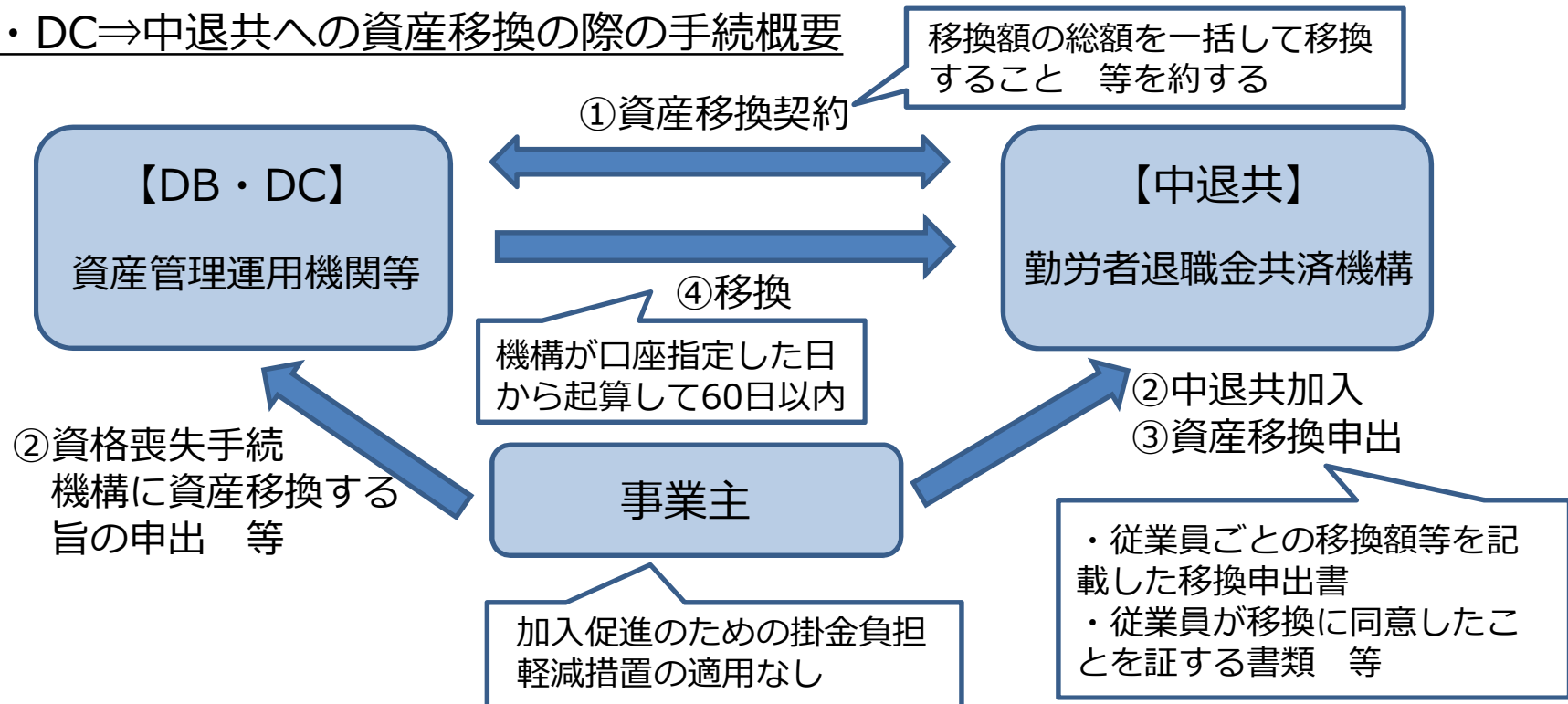


# 省令の主な改正内容 I

## ○ DB・DC（企業年金制度）から中退共制度への資産移換について

- (1) 中退共制度の掛金納付月数への通算方法及び退職金額の算定方法等の詳細について定める。
  - ・ 資産移換をした場合の退職金額は、移換時から通算した掛金納付月数分遡った月に退職金共済契約の効力が生じたものとみなして算定する。等
- (2) そのほか、資産移換をする際の手続等について定める。

### DB・DC⇒中退共への資産移換の際の手続概要

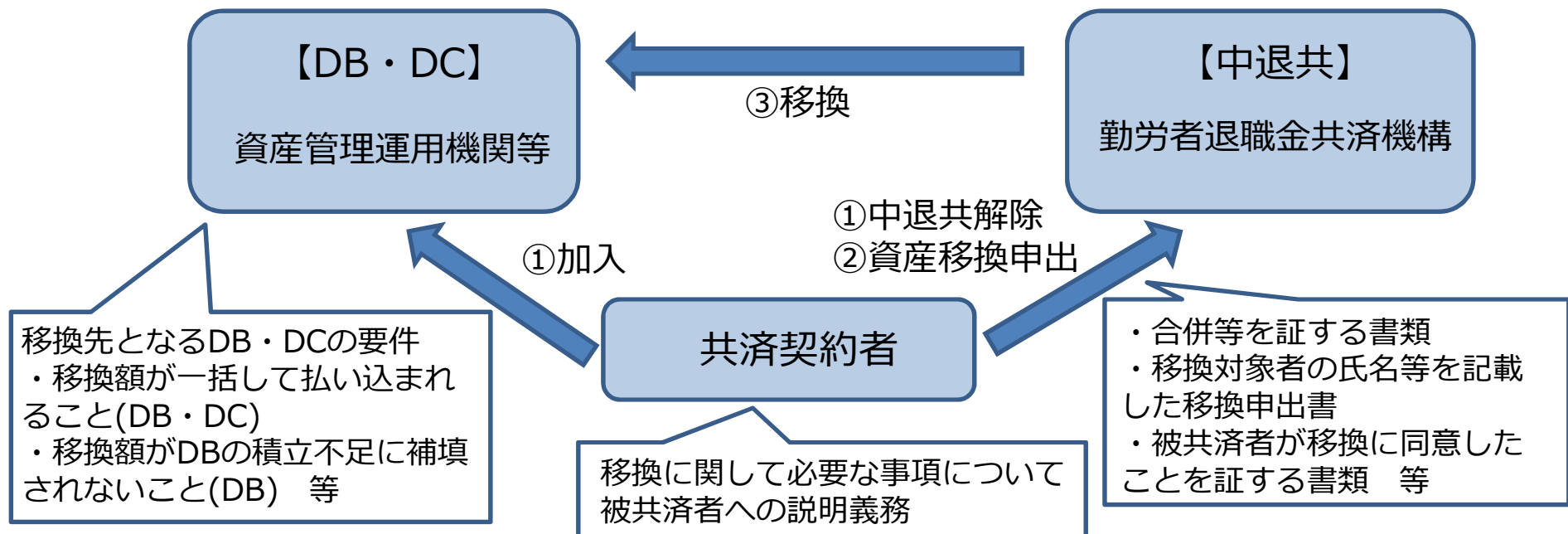


## 省令の主な改正内容 II

### ○ 中退共制度からDB・DC（企業年金制度）への資産移換について

- (1) 今般の資産移換が可能となる要件である「会社法その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為」（以下「合併等」という。）について定める。  
⇒ 詳細は後述
- (2) 資産移換の申出を行うことができる期限を「合併等」から1年以内とする。
- (3) そのほか、資産移換をする際の手続等について定める。

#### 中退共⇒DB・DCへの資産移換の際の手続概要



# 「合併等」の範囲について

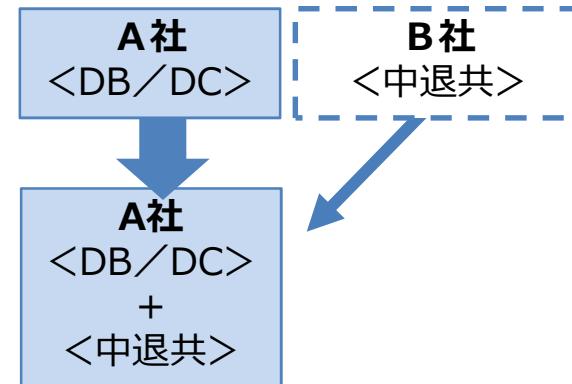
- 今般の資産移換が可能となる「合併等」をした場合とは、従業員の労働条件（権利義務）の承継を伴う事業再編類型である、合併（吸収合併・新設合併）、分割（吸収分割・新設分割）、事業譲渡により、1つの中小企業に企業年金制度と中退共制度が併存する場合とする。

※ なお、会社法以外の法令に基づく、これらに相当する行為も含む。

## ① 合併（吸収合併及び新設合併）

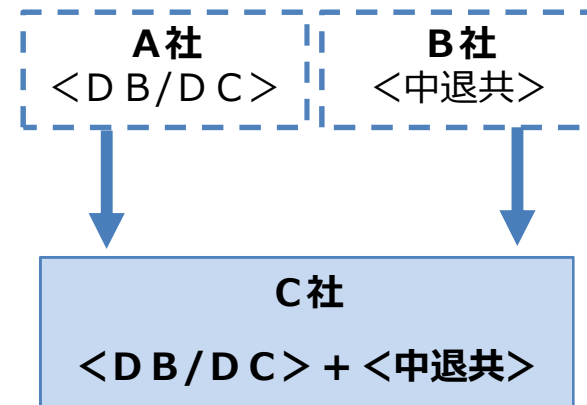
### ○ 吸収合併

会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの（会社法第2条第27号）。



### ○ 新設合併

2以上の会社がある合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの（会社法第2条第28号）。



## ② 分割（吸収分割及び新設分割）

### ○ 吸収分割

株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること（会社法第2条第29号）。

### ○ 新設分割

1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること（会社法第2条第30号）。

## ③ 事業譲渡

合併、分割のような組織法上の行為と異なり、財産の処分などと同じ取引行為として、事業の全部又は一部の譲渡をするもの（会社法第467条）。

※ 事業譲渡により退職給付制度といった従業員の労働条件が承継される場合に限る。

